



令和2年かながわの監査



令和3年8月

目次

監査のしくみ

◇ 監査委員	1
◇ 監査委員の役割	2
◇ 監査事務局	2
◇ 監査の主な種類	3
◇ 監査結果の区分	6

令和2年の監査

◇ 財務監査（定期監査）等	7
◇ 財務監査（随時監査）等	11
◇ 財政援助団体等監査	11
◇ 決算審査	12
◇ 健全化判断比率等審査	15
◇ 例月出納検査	16
◇ 住民監査請求	16

監査のしくみ

監査委員

監査委員は、地方自治法に基づき全ての地方公共団体に設置されており、それぞれの監査委員が独立して職務権限を行使する「**独任制**」(用語解説 参照)の執行機関です。選任は知事が行いますが、権限は知事から独立しています。

監査委員は、行政運営に関して優れた識見を有する者の中から選任される「**識見監査委員**」と議員の中から選任される「**議選監査委員**」からなり、知事が議会の同意を得て選任します。地方自治法では都道府県の監査委員の定数は4人としていますが、条例により増やすことができますと定められています。

県では、平成22年10月の神奈川県監査委員に関する条例の改正により監査委員の定数を5人とし、同年12月から識見監査委員3人、議選監査委員2人の計5人による体制とすることにより、監査機能の一層の充実強化を図っています。

【監査委員名簿】

令和3年8月1日現在

区分	氏名	就任年月日	任期	備考
識見監査委員	常勤 村 上 英 嗣	H28.12.2	4年(2期目)	代表監査委員
	非常勤 太 田 眞 晴	H30.12.1	4年(2期目)	公認会計士
	非常勤 吉 川 知 恵 子	H31.4.1	4年(1期目)	弁護士
議選監査委員	非常勤 嶋 村 た だ し	R3.5.25	議員の任期による	県議会議員
	非常勤 てらさき ゆう 介	R3.5.25	議員の任期による	県議会議員

用語解説

「独任制」

独任制とは、それぞれの監査委員が独立して職務権限を行使することを意味しています。このため教育委員会や選挙管理委員会のように「監査委員会」という名称は用いません。

ただし、監査の結果や意見などについては、監査委員の合議(全員の合意)により決定します。

監査委員の役割

監査委員は、県の仕事について適法に行われているかだけでなく、最少の経費で最大の効果を上げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなど、経済性、効率性、有効性の視点で、知事から独立した立場で監査しています。

監査の結果については県公報などで県民の皆さまにお知らせするとともに、議会、知事等に提出しています。

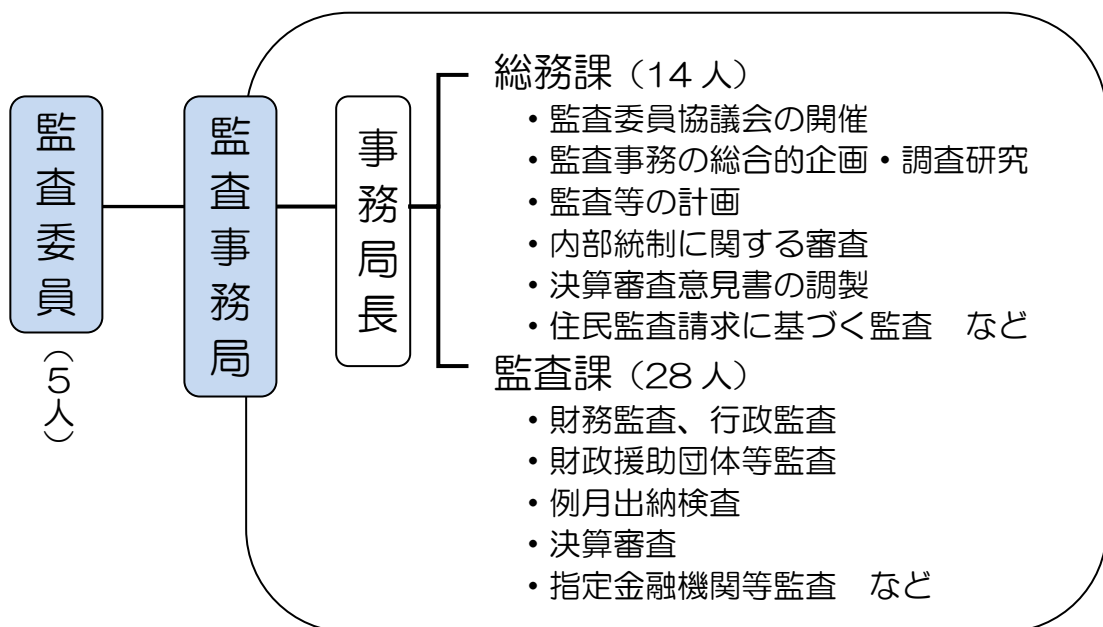
また、年度ごとの決算、財政の健全化判断比率等について監査委員は審査を行い、意見を知事に提出しています。

監査事務局

地方自治法の規定により、都道府県の監査委員に事務局を置くことされており、県では、監査事務局長以下 43 人が監査委員を補助し、職務に当たっています。

【組織図】

令和3年8月現在



監査の主な種類

○ 定期的又は必要があると認めたとときに行う監査

財務監査

財務監査（定期監査） …地方自治法の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて監査しなければならないとされており、原則として、毎年全ての所属を対象に実施しています。

財務監査（随時監査） …地方自治法の規定により、財務監査（定期監査）のほかに、監査委員が必要と認めたとときに監査できるとされており、財務監査（定期監査）を補完する場合、特定の財務に関する事務の執行を監査する場合等に実施しています。

行政監査

地方自治法の規定に基づき、県の事務の執行について、組織、人員、事務処理方法その他行政運営全般を事務の合理化等の観点から、財務監査（定期監査）と併せて監査するほか、必要があると認めるときに実施しています。

財政援助団体等監査

地方自治法の規定に基づき、県が、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体や4分の1以上出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行を監査するもので、対象となる団体の中から補助額等によって毎年から7年に1回までの周期を定めて実施しています。

○ 決算関係書類の審査

決算審査等

監査委員は、知事が毎会計年度、議会へ提出する決算関係書類を事前に審査しています。

監査委員は、各会計の決算書などの数値に誤りがないか、予算管理及び決算整理が的確に行われているか等について審査を行い、意見書を提出します。知事は、決算関係書類に監査委員の意見を付けて議会に提出します。

審査の対象となる決算関係書類には、一般会計及び特別会計歳入歳出決算とその添付書類のほか、公営企業^(※)決算とその添付資料、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づき知事から提出された健全化判断比率や資金不足比率（「用語解説」参照）があります。

※公営企業：水道など地方公共団体が住民の福祉の向上を目的として経営している企業です。

用語解説

「健全化判断比率及び資金不足比率」

【健全化判断比率】 財政の健全化や再生の必要性を判断するためのものであり、次の4つの比率の総称です。

○ 実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模^(※)に対する比率

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模

○ 連結実質赤字比率：一般会計等に公営事業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

○ 実質公債費比率：一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【資金不足比率】 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

○ 内部統制に関する審査

内部統制評価報告書審査

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかなどについて審査しています。

○ 公金の出納に関する検査と監査

例月出納検査

県の現金の出納の計数に誤りがないかについて、県の会計に係るデータと指定金融機関等から提出された帳票の一部を毎月照合して検査しています。

指定金融機関等監査

県の公金の収納又は支払の事務を行っている指定金融機関等に対し、公金の収納又は支払の事務が適正に行われているかについて監査しています。

○ 請求・要求による監査

住民監査請求

県民の皆さまが、県の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出、契約の締結などの財務会計上の行為、違法又は不当に財産の管理などを怠る事実があると認めるときに、監査委員に対して監査を求めて必要な措置を講じるよう請求することができる制度です。

原則として、県の執行機関又は職員の行為終了後1年を経過したときは請求することができません。

上記のほかに、住民（選挙権を有する方の50分の1以上）、議会、知事等の請求又は要求により行う監査があります。

監査結果の区分

監査の結果、是正、改善等の必要があった場合に指摘します。指摘は次表の基準に基づき、「不適切事項」と「要改善事項」に区分します。指摘に至らなかったもののうち、所管局長等に注意する必要があるものは「注意事項」に区分しています。

監査結果の区分	該当項目
不適切事項	<p>次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令等に違反すると認められる事案 2 予算目的に反していると認められる事案 3 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案 4 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
要改善事項	<p>次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 2 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案
注意事項	<p>不適切事項の1から4までに掲げる事案のうち、今後の事務事業の執行に当たって注意すべきもの及び要改善事項の1又は2のいずれかに該当する事案のうち、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要のないものをいう。</p>

「不適切事項」と「要改善事項」については、指摘した事項を議会、知事及び関係する委員会に報告するとともに、県公報により公表します。

また、必要があると認めるときは、この報告に添えて組織及び運営の合理化に資するための意見を提出することができ、意見は県公報により公表します。

なお、「不適切事項」と「要改善事項」のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、必要な措置を講ずべきことを勧告することができ、勧告は県公報により公表します。

令和2年の監査

令和2年に実施した監査結果の概要は次のとおりです。

財務監査（定期監査）等

監査の種類	内 容	実施箇所数	指摘件数		
				(参考) 令和元年	
財務監査 (定期監査)	財務に関する事務が、法令等に基づき適正に執行されているか等について監査しました。	552 か所	不適切事項	161 件	
					174 件
行政監査	行政運営が、適正かつ効率的に執行されているか等について監査しました。	552 か所	要改善事項	4 件	
					19 件

財務監査（定期監査）等の指摘の概要は次のとおりです。

不適切事項

予算の執行に関するもの（19件）

- ・ 執行科目を誤っていた
 - ・ 会計年度を誤っていた
- など

収入に関するもの（15件）

- ・ 調定が遅れていた
 - ・ 国庫補助金交付申請額が過小となり、収入が得られないこととなる
- など

支出に関するもの（23件）

- ・ 支払期限後に支払ったため、遅延利息を支払っていた
 - ・ 事務処理の誤りにより、当初予定していなかった経費を支払っていた
- など

会計事務処理に関するもの（1件）

支出科目間における金額更正の際の誤りにより、消費税仮払金の金額が過小となり、共通管理費雑費の金額が同額過大となっていた。

契約に関するもの (46件)

- ・ 履行確認が適切に行われなかった
- ・ 見積合せを省略できないにもかかわらず一者随意契約を行っていた など

課税徴収に関するもの (1件)

個人事業税を過大に徴収していた

工事に関するもの (10件)

- ・ 設計金額の積算を誤っていた
- ・ 道路占用の許可期間を超えて工事を行っていた

補助金に関するもの (4件)

- ・ 実績報告書を提出させていなかった
- ・ 交付決定通知書の記載内容を誤っていた など

財産に関するもの (35件)

- ・ 使用許可の手続を行っていなかったため、使用料が徴収不足であった
- ・ 備品の所在が不明であった など

庶務に関するもの (3件)

- ・ 特殊勤務手当を過大に支給していた
- ・ 時間外勤務手当を支給していなかった など

その他 (4件)

- ・ 法定納期限内に納付しなかったため、不納付加算税を納付していた
- ・ 口座振込申出書に不要な個人情報を記載させていた など

要改善事項

4件

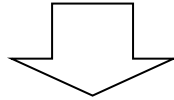
特別展の開催に合わせて発行する予定であった図録の作成が遅れたため、特別展の開始日に間に合わず、休館日を除く冒頭 15 日間にわたり観覧者に図録を提供できない状況であった。今後も、特別展等の企画内容によっては、今回と同様な事態が発生することも想定されることから、観覧者に対して特別展等の開催に合わせて適時に図録の提供を行うことができるようにするため、図録の作成に係る進行管理を的確に行うとともに、必要に応じて、担当学芸員に対して適切な支援を行う体制を整備するよう改善する必要がある。 など

指摘の主な事例と、指摘された所属が行った措置の内容は次のとおりです。

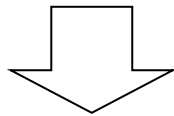
不適切事項

<支出の事例>

啓発誌の作成に当たり、原稿の内容を誤って発注したため、訂正用シール印刷費1件、99,360円を支払っていました。



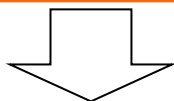
当初予定していなかった経費、99,360円を支払ったことにより、不経済な執行となっていたことを指摘しました。



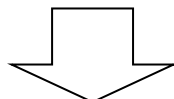
指摘を受けた担当部署では、複数の職員による確認体制を強化し、啓発誌に掲載する各支援機関にも直接確認を依頼することにより、適正な事務執行に努めることとしました。

<工事の事例>

配水管改良工事の施工に当たり、工程に遅れが生じ、道路占用許可期間内の完了が困難になったにもかかわらず、変更許可申請手続きを行わないまま工事を行っていました。



道路法及び市の道路占用規則に反し、道路占用の変更許可申請手続きを行わないまま許可期間を超えて工事を行っていたことを指摘しました。



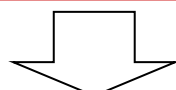
指摘を受けた担当部署では、道路占用の許可申請時に適切な工事期間を設定するとともに、工事の進捗状況を複数の職員で確認できる体制を確立することにより、適正な事務執行に努めることとしました。

<財産の事例>

教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されていました。



教育財産の目的外使用に係る許可を行っていなかったこと。これに伴い、使用料12件、29,736円が徴収不足であったことを指摘しました。



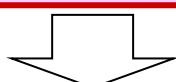
指摘を受けた担当部署では、速やかに使用許可を行い徴収不足分を収入しました。併せて、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとしました。

要改善事項

特別展の開催に合わせて発行する予定であった図録の作成が遅れたため、特別展の開始日に間に合わず、休館日を除く冒頭15日間にわたり観覧者に図録を提供できない状況でした。



図録の販売が遅れたことにより、販売前に来館した観覧者に対して、適時に図録の提供を行うことができなくなるため、観覧者への資料として作成した図録の目的が十分に達成されず、また、県への収入機会が減ることにもなりかねないことになる。さらに、観覧者等に直接販売することができず、予約販売を行うこととした結果、本来負担する必要のない送料を県費で負担することにもなっており、今後も、特別展等の企画内容によっては、今回と同様な事態が発生することも想定されることから、観覧者に対して特別展等の開催に合わせて適時に図録の提供を行うことができるようにするため、図録の作成に係る進行管理を的確に行うとともに、必要に応じて、担当学芸員に対して適切な支援を行う体制を整備するよう改善する必要があると指摘しました。



指摘を受けた担当部署では、業務の進行状況の共有化を図るとともに、職員の増員及び展覧会の開催方法の見直しを行うこととしました。

財務監査（随時監査）等

内 容	実施箇所数	指摘件数		
			(参考) 令和元年	
新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、令和元年度の事務事業を対象とした財務監査等を実施していなかった機関において、臨時財務監査及び臨時行政監査を実施したほか、県が交付した補助金について確認する必要があると認められた機関において、臨時財務監査を実施しました。	10 か所	不適切事項	6件	21件
			要改善事項	1件

随時監査では、支出の遅れ、工事における設計額の誤りなどを指摘しました。

財政援助団体等監査

内 容	実施団体数	指摘件数		
			(参考) 令和元年	
県が補助金等の財政的援助を与えている団体、県が出資している団体、又は公の施設の管理を行わせている団体等の出納その他の事務の執行について監査しました。	19 団体	不 適 項 切	12件	6件
			要 事 改 項 善	0件

決算審査

内 容

各会計の決算数値に誤りがないか、予算管理及び決算整理が的確に行われているか等について、財務監査（定期監査）や例月出納検査の結果を踏まえて審査しました。

決算審査の結果の概要は次のとおりです。

【1 一般会計・特別会計】

会計管理者所管の各会計の令和元年度決算について、歳入歳出決算における歳入合計及び歳出合計は、審査した限りにおいて、いずれも正確なものと認められました。歳入歳出決算書並びに関係書類の計数については、審査した限りにおいて、一部の事項を除き、正確なものと認められました。その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

○ 決算内容に関する意見

収入未済額の合計は 226 億 4,322 万余円で、前年度と比較すると 13 億 2,853 万余円増加（6.2%）している。これは、令和 2 年度から流域下水道事業会計（事業会計）が公営企業会計へ移行することとなったため、事業会計の令和元年度に属する出納は、令和 2 年 3 月 31 日をもって閉鎖され、出納整理期間が存在しなかったことに伴い、事業会計に係る収入未済額が 26 億 2,559 万余円発生したことなどによるものであり、事業会計を除いて一般会計及び特別会計の収入未済額の合計をみると、令和元年度は 200 億 1,763 万余円で、前年度と比較すると 12 億 9,705 万余円減少（△6.1%）しており、10 年連続で改善している。

○ 財政状況に関する意見

県有財産や資金の有効活用、国庫支出金の積極的な活用などにより歳入を確保するとともに、既存施策・事業の見直しによる歳出の抑制や民間資金・ノウハウの活用にこれまで以上に取り組んでいく必要がある。

そして、将来にわたり、本県財政を安定的に運営していくためには、国が適正に負担すべき地方交付税をはじめとする財源の確保に努めることはもとより、中長期的には、地方分権改革の理念に沿って、国から地方への権限移譲等を進め、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化を一層図ることが必要であることから、県は、これらの実現に向けて、引き続き、粘り強く国等に働きかけていくことが重要である。

(1) 県債発行の抑制

県債残高については、「中期財政見通し」において、「令和 5 年度までに県債全体の残高を 2 兆円台に減少」という県債管理目標に取り組んでいるとしている一方で、神奈川県水防災戦略の財源に県債を活用するなどの影響もあり、令和 5 年度の県債現在高は 3 兆円を上回る見込みであるとされている。このため、現状のままでは目標の達成は困難であると思料されるが、後年度の健全な財政基盤を構築し、将来にわたり必要な県民サービスを維持するためにも、引き続き目標の達成に向けての方策を検討しつつ、県債残高の減少に取り組んでいく必要がある。

(2) 財政における地方公会計の活用

地方公会計に基づく平成 30 年度決算財務書類が、地方公会計の概要、財務書類の計数の説明等を記載した概要資料と合わせて令和元年 12 月に公表された。

この地方公会計の導入により、従来の単式簿記による決算制度では見えにくかったコストが明らかになり、事業ごとのフルコストの財務情報を把握することができるようになった。

現状では、各所属において具体的な財務書類の活用例はないが、人口減少、少子高齢化が進展する中、限られた財源を効率的・効果的に使用するため、地方公会計における財務情報を適切に活用し、財政のマネジメント強化を図っていくことが重要であることから、総務省の動向や他の地方公共団体における取組事例などにも留意しつつ、その活用に向けて積極的に取り組む必要がある。

また、地方公会計に基づく財務書類については、県債残高の状況など県の債務の状況が表示されているが、この財務書類の公表に当たっては、県が進めている県債残高の減少に向けた取組についても県民に分かりやすく示し、説明責任の向上を図っていくことが重要である。

【2 公営企業会計】

公営企業会計（5 事業会計）の令和元年度決算について、決算書及び決算諸表は、審査した限りにおいて、計数は正確なものであり、経営成績及び財政状態を明瞭に表示しているものと認められました。その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

○ 経営に関する意見

(1) 水道事業

今後の経営環境は、水需要の減少に伴い、水道料金収入の減少傾向が続くと見込まれる中、大規模地震に備えて水道施設の耐震化等の災害対策を推進する必要があることや、高度経済成長期までに整備した施設の老朽化に伴い更新費用の増大が想定され、厳しい状況が続くと考えられる。

こうしたことから、神奈川県営水道事業経営計画に基づき、情報通信（ICT）や AI などの最新技術を積極的に導入することにより、業務の効率化を図りつつ、効率的な事業運営を行うことで経費削減に取り組むとともに、水の需要の減少に応じた施設のダウンサイジングや統廃合を行いながら、計画的に施設の更新を進め、適切な補修・維持管理や施設の長寿命化等、中長期的な視点に立った管理運営を通じ、更なる経営改善に努める必要がある。

(2) 電気事業

水力発電においては、早戸川発電所を除き、平成 21 年度から令和 5 年度までの 15 年間、発電した電力の全てを東京電力株式会社に売電する内容の電力受給基本契約を平成 21 年 1 月に同社と締結（同社の分社化に伴い平成 28 年 4 月から東京電力エナジーパートナー株式会社が契約を承継）し、当該基本契約に基づき、原則 2 年間の売電価格を定める電力受給契約を締結しているところである。

このような状況を踏まえ、今後も電力システム改革の動向を注視しつつ、将来にわたって安定的な経営が継続できるよう、発電所の特徴を生かした新たな売電方法を検討するなど、令和 6 年度以降の売電契約のあり方についての検討を着実に進めていく必要がある。

(3) 公営企業資金等運用事業（資金運用）

令和元年度は、水道事業会計に対し新たに長期貸付金 60 億円の貸付けを行っている。これは水道事業会計において資金借入れに係る利子負担の削減を図るとともに、本事業会計においても、低金利の状況が続く中でより有利な資金運用を図る観点から行ったものであり、長期貸付金の年度末残高は前年度に比べて 23 億 9,329 万余円増加しているが、貸付残高のうち金利の低いものの占める割合が上がっていることなどから、貸付金の利息収入は、前年度に比べて 1,202 万余円減少している。

また、預金の利息収入についても、日本銀行のマイナス金利政策の影響により低金利が続いているため、前年度に比べて 111 万余円減少している。

一方、定期預金等の金利が低い水準で推移していることから、新たに、利回りがより高く見込める短期債券（電力債）を 54 億 200 万余円購入しており、これに伴い 43 万余円の利息収入を得ている。

公営企業で既往に生じた余剰資金を運用する本事業は、金利の影響を大きく受けることから、今後も金融政策や金利動向を注視しつつ、利回りがより高く見込める金融商品の購入を検討するなど、適切かつ効率的な運用に一層留意する必要がある。

健全化判断比率等審査

【1 健全化判断比率審査意見】

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、それに基づく健全化判断比率は正確なものと認められました。

比率名	令和元年度 算定比率	＜参考＞	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (赤字なし)	3.75%	5%
連結実質赤字比率	— (赤字なし)	8.75%	15%
実質公債費比率	10.1%	25%	35%
将来負担比率	114.6%	400%	

注：早期健全化基準・財政再生基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準です。
比率のいずれかが、早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画を、財政再生基準を上回る場合は財政再生計画を定めることになっています。

【2 資金不足比率審査意見】

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、それに基づく資金不足比率は正確なものと認められました。

事業会計	令和元年度 資金不足比率	＜参考＞
		経営健全化基準
水道事業会計 ほか5会計	— (資金不足なし)	20%

注：経営健全化基準

地方公共団体等の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準です。
比率が経営健全化基準を上回る場合は、経営健全化計画を定めることになっています。

例月出納検査

内 容	実施箇所数	指摘件数	
		(参考) 令和元年	
県の現金の出納の計数に誤りがないかどうかについて、県の会計に係るデータと指定金融機関等から提出された帳票の一部を毎月照合して検査しました。	3か所	なし	なし

住民監査請求

内 容
県の執行機関や職員による違法若しくは不当な公金の支出などの財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、県民の皆さまから地方自治法に基づく監査請求がなされたものについて監査しました。

令和2年に監査した住民監査請求の処理結果は次のとおりです。

件 名	請求内容の要旨	処理結果
県立相原高等学校跡地におけるクスノキの管理について	<p>1 令和元年度における県内駅整備促進事業費の支出 県は、県内駅整備促進事業費として、令和元年度に20,034,840円を執行した。県内駅整備促進事業費の目的は、見積書によれば県立相原高等学校（以下「県立相原高校」という。）跡地の適正な維持管理を行うことであるのに、県は上記金員を目的外に使用した。</p> <p>2 県立相原高校跡地におけるクスノキの管理状況 県内駅整備促進事業費の対象となった県立相原高校跡地には、平成20年10月1日付けで相模原市の保存樹木となったクスノキ（以下「本件クスノキ」という。）があるが、県は、県有財産である本件クスノキの治療を放棄するなど維持管理に県内駅整備促進事業費を支出せず、放置してきたばかりか、保存樹木の指定を解除することに手を貸し、県有財産の管理を怠った。</p>	令和2年 12月18日 請求一部棄却・一部却下

	<p>よって、財産の管理を怠った神奈川県知事、県土整備局長に対して目的外に使った金員の返還及び財産管理を適正に行うことを求める。</p>	
--	----------------------------------------------------------------------	--

注：請求棄却とは、監査を実施した結果、請求に理由がないと認めたものです。


請求内容等の詳細については、県監査事務局のホームページに掲載しています。

住民監査請求に関するホームページのアドレス

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/h4c/cnt/f491088/p1048695.html>

監査事務局

[印刷用ページを表示](#)
掲載日：2021年7月13日



新着情報

- ◆ [令和3年財務監査（定期監査）等の中間結果及び財務監査（臨時監査）等の結果について記者発表しました（2021年7月13日）](#) ◆New

トピックス

- ◆ [監査監査委員が交代しました（2021年5月25日）](#)
- ◆ [神奈川県監査事務局の移行先への移転について（2021年3月29日）](#)
- ◆ [令和2年財政援助団体等監査の結果について記者発表しました（2021年3月25日）](#)
- ◆ [令和2年財務監査（臨時監査）等の結果について記者発表しました（2021年2月25日）](#)
- ◆ [令和2年財務監査（定期監査）等結果報告書を県議会議員及び知事に提出しました（2020年10月8日）](#)
- ◆ [令和2年財務監査（定期監査）等の結果について記者発表しました（2020年10月8日）](#)
- ◆ [決算監査等の結果・令和元年度分（2020年10月8日）](#)
- ◆ [議員監査委員が交代しました（2019年4月1日）](#)

県監査事務局のホームページには、各種監査の結果やそれに対して知事等が講じた措置の状況、監査計画などを掲載していますので、ぜひご覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/h4c/index.html>

